



# 特養ゆうらぎ長期入所 利用料金表(1ヶ月31日として)

## [サービス費]

要介護度	ユニット型施設サービス費(個室)	看護体制加算I	栄養マネジメント強化加算	日常生活継続支援加算	夜間職員配置加算IV	介護職員処遇改善加算I (サービス費全体に対して14.0%)	合計(③)		
							1割負担	2割負担(①)	3割負担(②)
1	670	6	11	46	33	3,331	27,127	54,255	81,382
2	740					3,635	29,601	59,202	88,804
3	815					3,961	32,252	64,503	96,755
4	886					4,269	34,761	69,522	104,283
5	955					4,568	37,199	74,399	111,598

### ■その他加算について

- 科学的介護推進加算II 50円(1月毎)
- 入所後30日に限り、初期加算として(30円×30日)が加算されます。

- 2割負担対象者・・・合計所得金額160万円以上220万円未満。  
ただし、「年金収入＋その他合計所得金額」の合計が単身で280万円  
2人以上世帯で346万円未満の場合は1割負担となります。
- 3割負担対象者・・・合計所得金額220万円以上の方。  
ただし、「年金収入＋その他合計所得金額」の合計が単身で280万円以上340万円未満  
2人以上世帯で346万円以上463万円未満の場合は2割負担又は1割負担となります。**市町村への申請が必要です。**
- 利用者負担段階により高額介護サービス費の上限額が設定されており  
**市町村に申請することにより上限額を超えるサービス費が払い戻されます。**  
(該当した場合サービス利用3ヶ月後を目途に、介護保険証記載の住所に申請書が届きます。)

## [利用者負担段階の対象者] 世帯分離している配偶者も含む

負担段階	対象者	高額介護サービス費上限額
第1段階	・市民税が世帯非課税であって、老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護を受給されている方	15,000
第2段階	・世帯全員が非課税であって、本人の合計所得金額と の合計が年間80万以下である方	
第3段階①	・世帯非課税であって、合計所得金額と課税年金収入額と 非課税年金収入額の合計が年間80万超120万以下である方	24,600
第3段階②	・世帯非課税であって、合計所得金額と課税年金収入額 と非課税年金収入額の合計が年間120万超である方	
第4段階(減免なし)	・第1段階から第3段階に該当しない方	44,400※

※第4段階についても、「現役並み所得相当」である方の区分が細分化され、下記の上限額が設定されています。

- ・年収383万円以上770万円未満の方・・・44,400円
- ・年収770万円以上1,160万円未満の方・・・93,000円
- ・年収1,160万円以上・・・140,100円

## [居住費・食費]

負担段階	居住費(個室)		食費(1日)	1日分あたりの負担額	31日分合計※
	(1日)	(1日)			
第1段階	880	300	1,180	36,580	
第2段階	880	390	1,270	39,370	
第3段階	①	1,370	650	2,020	62,620
	②	1,370	1,360	2,730	84,630
第4段階(標準負担:減免なし)	2,066	1,445	3,511	108,841	

◎利用者負担段階に該当し[居住費・食費]の減免を受ける場合は市町村に申請し「介護保険負担限度額認定証」の提示が必要となります。

$$\text{基本利用料金} = \text{[サービス費]} + \text{[居住費・食費]}$$

※サービス費内にはおむつ代、洗濯代が含まれています。

### その他料金

- ・貴重品管理サービス費 月1,000円
- ・ゆうらぎ家族会費 月500円

# 特養ゆうらぎ利用料金表(短期入所)



[サービス費] (①~④については、1割負担の額となります。)

	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
① ユニット型施設サービス費(個室)	704 円	772 円	847 円	918 円	987 円
② サービス提供体制加算 I イ	22 円	22 円	22 円	22 円	22 円
③ 夜勤職員配置加算 II	18 円	18 円	18 円	18 円	18 円
合計(①+②+③) 自己負担:1日分 1割負担	744 円	812 円	887 円	958 円	1,027 円
合計(①+②+③) 自己負担:1日分 2割負担	1,488 円	1,624 円	1,774 円	1,916 円	2,054 円
合計(①+②+③) 自己負担:1日分 3割負担	2,232 円	2,436 円	2,661 円	2,874 円	3,081 円
④ 送迎加算(利用した場合) 片道	184 円	184 円	184 円	184 円	184 円

- ※ 2割負担対象者……合計所得金額160万円以上220万円未満。  
ただし、「年金収入+その他合計所得金額」の合計が単身で280万円  
2人以上世帯で346万円未満の場合は1割負担となります。
- ※ 3割負担対象者……合計所得金額220万円以上の方。  
ただし、「年金収入+その他合計所得金額」の合計が単身で280万円以上340万円未満、2人以上世帯で346万円以上463万円  
未満の場合は2割負担又は1割負担となります。市町村への申請が必要です。

※上記の料金とは別と、下記の加算が含まれてきます。  
介護職員等処遇改善加算 I : 利用日数・合計単位数 × 14.0%

## [居住費・食費]

負担段階	居住費(個室)	食費	合計 1日分
	(1日)	(1日)	
第1段階	880 円	300 円	1,180 円
第2段階	880 円	600 円	1,480 円
第3段階	第3段階①	1,000 円	2,370 円
	第3段階②	1,300 円	2,670 円
第4段階(標準負担:減免なし)	2,066 円	1,445 円	3,511 円

**利用料金: サービス費(自己負担額) + 居住費 + 食費**

## [利用者負担段階の対象者] ※世帯分離している配偶者も含む

負担段階	対象者
第1段階	・市民税が世帯非課税であって、老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護を受給されている方
第2段階	・世帯非課税であって、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額 の合計が年間80万以下である方
第3段階①	・世帯非課税であって、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額 の合計が年間80万超120万以下である方
第3段階②	・世帯非課税であって、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額 の合計が年間120万超である方
第4段階 (減免なし)	・第1段階から第3段階に該当しない方

左記の要件に加えて、預貯金が  
単身世帯500万円  
夫婦1500万円  
以下であること。

◎市町村に申請が必要です。

# 特養ゆうらぎ利用料金表(介護予防短期入所)



[サービス費] (①~③については、1割負担の額となります。)

	要支援1	要支援2
① ユニット型施設サービス費(個室)	529 円	656 円
② サービス提供体制加算 I	22 円	22 円
合計(①+②) 自己負担額:1日分 1割負担	551 円	678 円
合計(①+②) 自己負担額:1日分 2割負担	1,102 円	1,356 円
合計(①+②) 自己負担額:1日分 3割負担	1,653 円	2,034 円
③ 送迎加算(利用した場合) 片道	184 円	184 円

- ※ 2割負担対象者・・・合計所得金額160万円以上220万円未満。  
ただし、「年金収入+その他合計所得金額」の合計が単身で280万円、2人以上世帯で346万円未満の場合は1割負担となります。
- ※ 3割負担対象者・・・合計所得金額220万円以上の方。  
ただし、「年金収入+その他合計所得金額」の合計が単身で280万円以上340万円未満、2人以上世帯で346万円以上463万円未満の場合は2割負担又は1割負担となります。**市町村への申請が必要です。**

※上記の料金とは別と、下記の加算が含まれてきます。  
**介護職員等処遇改善加算 I : 利用日数・合計単位数 × 14.0%**

## [居住費・食費]

負担段階	居住費(個室)	食費	合計 1日分	
	(1日)	(1日)		
第1段階	880 円	300 円	1,180 円	
第2段階	880 円	600 円	1,480 円	
第3段階	第3段階①	1,370 円	1,000 円	2,370 円
	第3段階②	1,370 円	1,300 円	2,670 円
第4段階(標準負担:減免なし)	2,066 円	1,445 円	3,511 円	

**利用料金: サービス費(自己負担額) + 居住費 + 食費**

## [利用者負担段階の対象者] ※世帯分離している配偶者も含む

負担段階	対象者	
第1段階	・市民税が世帯非課税であって、老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護を受給されている方	左記の要件に加えて、預貯金が  単身世帯500万円 夫婦1500万円 以下 であること。
第2段階	・世帯非課税であって、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万以下である方	
第3段階①	・世帯非課税であって、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万超120万以下である方	
第3段階②	・世帯非課税であって、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間120万超である方	
第4段階(減免なし)	・第1段階から第3段階に該当しない方	

◎市町村に申請が必要です。